

2025年度（第26回）岩手県ジュニアゴルフ大会（少年男子の部・少年女子の部） 競技規定

- 期日 : 2025年6月2日（月）
場所 : 八幡平カントリークラブ
〒020-0574 岩手郡雫石町鶯宿温泉
TEL 019-695-2326 FAX 019-695-2575
- 主催 : 岩手県ゴルフ連盟
〒020-0021 盛岡市中央通1-9-16 盛岡グランドホテルアネックス1F
TEL 019-622-8250 FAX 019-622-8258
- 共催 : （公財）岩手県スポーツ協会
後援 : 岩手県教育委員会 岩手日報社
- 1 ゴルフ規則 : 日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則および本競技ローカルルールを適用する。
2 競技委員会の裁定 : 競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。
3 プレーの条件 : 【少年男子の部】 18ホール・ストロークプレー、青マーク使用
【少年女子の部】 18ホール・ストロークプレー、白マーク使用
※荒天時の場合の競技成立については、競技委員会が定める。
※使用マークの色は変更になる場合があります。
4 タイの決定 : 18ホールを終わり1位がタイの場合は、即日委員会の指定するホールにおいてホールバイホールのプレーオフを行い優勝者を決定する。なお、1位以外の順位がタイの場合は、10番ホールから18番ホールのマッチング・スコアカード方式により順位を決定する。
5 特定の用具の使用制限 : ・ローカルルールひな型G-1（適合ドライバーヘッドリスト）を適用する。
・ローカルルールひな型G-2（溝とパンチマークの仕様）を適用する。
・ローカルルールひな型G-3（適合球リスト）を適用する。
・ローカルルールひな型G-9（壊れた、または著しく損傷したクラブの取り替え）を適用する。
6 キャディー : ラウンド中、プレーヤーのキャディーの使用は禁止する。
この条件の違反の罰は「ローカルルールひな型H-1.2」を適用する。
7 競技終了時点 : 岩手県ゴルフ連盟のホームページに成績が表示された時点をもって終了とみなす。
8 参加資格 : (1) JGAジュニア会員で、岩手県内在住者または岩手県内の学校に在籍する学生（生徒）。
(2) 2007年（平成19年）4月2日以降に誕生した者。
(注) 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。なお、競技委員会は、プレーヤーが次のいずれかにでも該当する場合（ただし、これらに限られない）、当該プレーヤーを出場に相応しくないと判断するものとする。
① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者に該当することが判明したとき。
② 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行ったことのある者であることが判明したとき。
9 賞 : 【少年男子の部】 優勝～3位 参加者全員に参加賞
【少年女子の部】 優勝～3位 参加者全員に参加賞
10 参加申込み : 参加希望者は、所定の用紙に必要事項を記入し、下記料金を添えて現金書留にて開催コースへ申し込むこと。
※参加申込書は岩手県ゴルフ連盟事務局、県内連盟加盟ゴルフ場に備え付けている。
11 申込開始日 : 2025年4月10日（木）から申込を受け付ける
12 申込締切日 : 2025年5月8日（木）午後5時必着
締切り後の申込みは、理由の如何を問わず受理しない
13 参加料 : 参加料：5,000円（プレー代、昼食代、保険料、消費税の一切を含む）
※申込締切り前に出場を辞退した場合、参加料は返金する。申込締切り後に出場を辞退（取り消し、欠場）しても参加料は返金しない。
14 指定練習日 : 5月25日（日）・5月31日（土）・6月1日（日）とし、選手は、予めスタート時刻を開催コースへ直接予約すること。高校生は保護者またはクラブ顧問が、高校生以外は保護者同伴とすること。（同伴者はプレーをしない場合でも乗用カート代、保険代として別途料金を頂戴いたします。）

- 15 個人情報に関する同意内容 : 参加希望者は、参加申込みに際し、岩手県ゴルフ連盟が取得する参加申込者の個人情報に次の目的の範囲内で他に提供（公表）することについて、予め同意することを要する。
(1)当該競技（以下「選手権」と称する）の参加資格の審査。
(2)選手権の開催および運営に関する業務。これには、①参加者に対する競技関係書類（組合せ表等）の発送、②選手権の開催に際し、選手権関係者（報道関係者を含む）に対する参加者の氏名、生年月日、プロ・アマの別、所属（所属クラブ、学生の場合、学校名および学年）、その他選手紹介情報並びに選手権の競技結果の公表を含む。
(3)この申込による参加者の個人情報とその選手権における競技結果の記録の保存、並びに選手権終了後において必要に応じ、そのうち上記(2)②記載の公表事項の適宜の方法による公表。
- 16 肖像権に関する同意内容 : 参加希望者は、参加申込みに際し、本選手権競技（競技会場における競技に伴う前後の行事等を含む）に関して、その中継・再映・報道・広報のため、あるいは岩手県ゴルフ連盟の目的に反しない範囲で利用するために、写真・テレビ・映画・ラジオ・その他の各種記録媒体による収録物、複製物あるいは編集物（適正範囲の編集に限る）にかかる競技者の肖像権（収録物等にかかる競技者の氏名・肖像を展示・通信・放送・上映により一般に公開し、あるいは貸与し、頒布するなどして他に提供する権利）を岩手県ゴルフ連盟に譲渡することを、予め承諾することを要する。
- 17 行動規範 : プレーヤー、またはキャディーは岩手県ゴルフ連盟が定める「行動規範」に従わなければならない。
【 行動規範 】
この競技がすべての人々に楽しんでもらえるように、すべての参加プレーヤーはこの行動規範に従わなければならない。この規範の目的は、プレーヤーに自らの行動の結果を知ってもらうために、プレーヤーに期待されることを説明し、違反となる行動を明確にすることである。規則1.2「プレーヤーの行動基準」に基づき、プレーヤーはこの行動規範の内容を知っておかなければならない。
行動規範の違反となる行動の例
- ・ コースの保護をしない（例えば、バンカーをならさない、ディボットを元に戻さないなど）。
 - ・ クラブやコースを乱暴に扱う（クラブを投げたりコースを損傷させる）。
 - ・ 他のプレーヤー、競技委員、大会関係者、ギャラリーに失礼な態度をとる。
 - ・ 認められていない場所での喫煙、飲酒。
 - ・ 開催倶楽部のドレスコード（別途定めている場合はそのコード）に従わない。
 - ・ その他ゴルファーとして相応しくない態度。
- 18 注 : (1)グリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
(2)プレーヤーは岩手県ゴルフ連盟が求める感染予防対策に応じる必要がある。

問い合わせ先 : 岩手県ゴルフ連盟（TEL 019-622-8250）までお問い合わせください。